**平成２６年（フ）第２２号**
新潟県村上市松喜和2184番地８　アンナプルナⅢ204、前住所新潟県村上市八日市12番50号
破産者　脇本　正義
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２７年（フ）第５０号**
新潟県村上市上片町２番18号
破産者　立花　俊將
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２７年（フ）第９５号**
前住所　神奈川県茅ヶ崎市緑が浜７番21号
破産者　長谷川裕美
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２７年（フ）第３３３号**
岐阜県羽島郡岐南町上印食２丁目30番地（第二岐南ビル　４Ｂ号室）、前住所岐阜県羽島郡岐南町伏屋８丁目92番地の５
破産者　伏屋　公孝
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第７２号**
岐阜県海津市海津町成戸175番地２　鈴木しげ子方、開始決定時の住所岐阜県海津市海津町長瀬881番地　ヘルシー・ハイツＡ棟201号室
破産者　鈴木　千智（旧姓小原）
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２７年（フ）第７９号**
岐阜県海津市南濃町田鶴398番地12、住民票上の住所愛知県稲沢市奥田町八反田3843番地32
破産者　西邑　　豊
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２７年（フ）第８６号**
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野650番地１
破産者　早川三奈子
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２７年（フ）第３１９号**
静岡県三島市旭ヶ丘32番１号　ウィスタリアヒルズ205
破産者　吉浦　信弘
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第３２０号**
静岡県田方郡函南町間宮327番地の１　エヴァーグリーン205
破産者　**德**田　秀晴
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第４４号**
静岡県周智郡森町一宮1212番地の１
破産者　山浦　孝之
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２６年（フ）第１２０２号**
大阪市中央区島之内２－８－25　ジョイフル島之内601、住民票上の住所京都市山科区日ノ岡朝田町16番地　ハイツ東山307号
破産者　橋本　正明
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第５５８号**
京都市伏見区深草堀田町10番地１　ローズマンション藤の森Ｃ－306
破産者　風川　昌司（開始決定時の姓池田）
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第８５９号**
京都市南区唐橋経田町40番地　マークスゲート京都サウス314号
破産者　小山いおり
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第８８４号**
京都府木津川市梅美台四丁目18番地１　レーベン小豆101号
破産者　市川　孝司
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第９１５号**
京都市右京区梅津林口町37番地、前住所京都市北区衣笠北高橋町45番地
破産者　並河　　望
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第９２７号**
京都市山科区上花山桜谷１番地２　パデシオン山科夢ケ丘110号、開始決定時の住所京都市山科区上花山桜谷66番地33
破産者　髙坂　綾子
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第３８号**
京都府京丹後市久美浜町湊宮467番地の60
破産者　平野　義之
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２７年（フ）第５４５号**
広島市中区東白島町17番４－902号
破産者　西村捷之典
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部